

も多々あり、これらにおける協力体制も必要である。将来的には東北地方、関東地方、近畿地方といったブロック別のディスプレイセンターを整備し、救急医療に関係する全てのヘリコプターの管制を行う事により、機能性と機動性を担保すれば、費用対効果の面でも大幅な改善が見込まれると思われる。ドクターヘリ事業を円滑に推進する為には、医療機関と消防機関の連携が重要であることは言うまでもないが、救急ワークステーションは両者の連携をより緊密にする上で極めて重要な役割を担っていると言える。

以上、消防・防災ヘリの配備体制と実績、消防・防災ヘリの活動基準、消防・防災ヘリの課題、ドクターヘリの課題、ドクターヘリと消防・防災ヘリとの相互支援体制についてまとめた。

21世紀は、プレホスピタルケアの高度化により、重篤傷病者が傷病の発生から短時間内に高度な救急医療を受けることを可能とすべきであり、そのためにはドクターヘリと消防・防災ヘリが全国で協力しながら日常的に活動するシステムを、関係者が一丸となって構築しなければならない。

厚生省 ドクターヘリ試行的事業

(平成11年10月～平成12年9月)

川崎医科大学
高度救命救急センター

●事業実施日数

		合 計
総日数		366日
出動可能日数		337日(92.1%)
出動不可能日数		29日(7.9%)
出動不可能理由	(天候不良)	28日(7.7%)
	(機体不具合)	1日(0.3%)
	(その他)	0日(0.0%)

●要請があったが出動できなかった症例の分析(件数)

	合計
天候不良	16
機体不具合	1
出 動 中	2
受入不可	2
スタンバイ時間外	8
医師との折り合いつかず	1
そ の 他	7
総 計	37

●月別出動状況(月別出動件数)

			合 計
出 動 日 数			141日
出 動 件 数			189件
出動内容	現場出動	搬送有り	10件
		搬送無し	0件
	病院間出動	搬送有り	177件
		搬送無し	2件
診 察 人 数			188人
搬 送 人 数			187人
複数出動件数	2件/日		35回
	3件/日		5回
	4件/日		1回
総飛行距離			15410.4km
総飛行時間(時間:分)			89時間08分

●年齢別分類

年 齢	合 計
～ 9	6
10～19	6
20～29	13
30～39	9
40～49	17
50～59	26
60～69	37
70～79	49
80～89	23
90～	2
総 計	188

● 曜日別出動件数

	合 計
日 曜 日	25
月 曜 日	24
火 曜 日	35
水 曜 日	25
木 曜 日	20
金 曜 日	29
土 曜 日	31
総 計	189

● 緊急度・重症度別分類

緊急度	重症度	合 計
1	重 症	101
	中等症	25
	軽 症	0
小 計		126
2	重 症	18
	中等症	36
	軽 症	2
小 計		56
3	重 症	1
	中等症	5
	軽 症	0
小 計		6
総 計		188

● 疾患別分類

I. 外因性疾患		合 計
1. 外 傷	1) 頭 部 外 傷	4
	2) 顔 面 外 傷	2
	3) 脊 椎 外 傷	1
	4) 胸 部 外 傷	2
	5) 腹 部 外 傷	7
	6) 四肢外傷(指肢切断)	26(17)
	7) 多発外傷	22
外 傷 合 計		64
2. 熱 傷		8
3. 中 毒		4
4. 溺 水		0
5. 窒 息		2
6. その他の外因性疾患		3
小 計		81
II. 内因性疾患		
1. 脳神経疾患	1) 脳血管障害	20
	2) 脳 髄 膜 炎	4
	3) そ の 他	1
2. 心臓・血管疾患	1) 解離性大動脈瘤	5
	2) 心 筋 梗 塞	11
	3) そ の 他	18
3. 呼吸器疾患	1) 喘 息	0
	2) 肺 炎	14
	3) そ の 他	2
4. 消化器疾患	1) 腹 膜 炎	4
	2) 消化管出血	6
	3) 肝・胆道系疾患	3
	4) そ の 他	4
5. 腎・尿路系疾患		2
6. 代謝性疾患	1) 糖 尿 病	0
	2) そ の 他	1
7. その他の内因性疾患		12
小 計		107
総 計		188

●飛行時間別分類（片道時間）

時間（分）	合 計
～ 5	2
6～10	37
11～15	57
16～20	90
21～25	2
26～	0
総 計	188

●飛行距離別分類（片道距離）

距離（km）	合 計
～10	2
11～20	4
21～30	31
31～40	39
41～50	66
51～60	44
61～70	1
71～	1
総 計	188

●ドクターヘリによる予後の改善

ヘリを使用し なかった場合	57名		42名	21名	65名
予 後	死 亡	障害あり	軽 快	中等症	
ヘリを使用し た場合	25名	27名	68名		65名

東海大学
救命救急センター

●患者性別

	男 性	女 性	合 計
1999年10月	4	1	5
1999年11月	2	2	4
1999年12月	17	3	20
2000年1月	13	5	18
2000年2月	9	5	14
2000年3月	14	12	26
2000年4月	19	4	23
2000年5月	17	6	23
2000年6月	8	9	17
2000年7月	24	16	40
2000年8月	35	20	55
2000年9月	26	11	37
総 計	188	94	282

●患者年齢構成

	合 計
0～9	14
10～19	20
20～29	28
30～39	23
40～49	27
50～59	67
60～69	48
70～79	37
80以上	18

●時間経緯

① 直送（シミュレーション済191件、未2件）

	要請～指示	指示～離陸	離陸～現着	現着～現発	現発～病院着
平 均	0：01	0：05	0：06	0：08	0：05
S/D	0：02	0：02	0：02	0：03	0：02

② 転院搬送（シミュレーション済48件、未15件）

	要請～指示	指示～離陸	離陸～現着	現着～現発	現発～病院着
平 均	0：02	0：06	0：09	0：08	0：07
S/D	0：04	0：05	0：04	0：06	0：03

※集計から除外したもの 直送（13件） 転送（11件）

●傷病分類（肝臓移植患者の転院搬送1例を除く281例）

(1) 外因性疾患

外 傷	108	
熱 傷	7	
電 撃 症	1	
溺 水	2	
窒 息	1	
アナフィラキシーショック	2	
心 肺 停 止	外 傷	3
	溺 水	1
	電 撃 症	1
	い っ 頸	1
	原因不明	1
環 境 障 害	減 圧 症	7
	熱 中 症	1
中 毒	薬物中毒	13
	熱傷、中毒	1
合 計	150	

(2) 内因性疾患

脳血管障害	32	
脳神経疾患	14	
循環器疾患	24	
循環器疾患、心タンポナーデ	2	
循環器疾患、呼吸器疾患	2	
呼吸器疾患	2	
過換気症候群	2	
心 因 反 応	1	
消化器疾患	17	
消化器疾患、悪性腫瘍	1	
消化器疾患、重症感染症	1	
悪 性 腫 瘍	3	
重症感染症	1	
肝 不 全	1	
腎 不 全	2	
泌尿器疾患	2	
婦人科疾患	1	
耳鼻科疾患	1	
代謝性疾患	3	
心 肺 停 止	脳血管障害	2
	循環器疾患	8
	消化器疾患	1
	悪 性 腫 瘍	1
	原因不明	7
合 計	131	

●重症度（肝臓移植患者の転院搬送1例を除く281例）

		直 送	転 院	そ の 他	合 計
重 症	死 亡	35	10	0	45
	障 害 あり	21	5	0	26
	軽 快	86	48	1	135
中 等 症		38	9	1	48
軽 症		26	1	0	27
合 計		206	73	2	281

注) 他病死2例は生存として扱った。

●要請機関

要 請 機 関	直 送	転 院	その他	合 計
(神奈川県)				
愛川町消防本部	54	3	0	57
秦野市消防本部	50	4	0	54
足柄消防組合消防本部	21	20	0	41
小田原市消防本部	21	13	0	34
湯河原町消防本部	16	9	0	25
厚木市消防本部	9	2	0	11
海老名市消防本部	7	1	0	8
藤沢市消防本部	7	1	0	8
箱根町消防本部	4	1	0	5
二宮町消防本部	4	0	0	4
大和市消防本部	2	2	0	4
大磯町消防本部	1	2	0	3
津久井郡広域行政組合消防本部	2	0	0	2
横須賀市消防本部	1	1	0	2
寒川町消防本部	1	0	0	1
綾瀬市消防本部	0	1	0	1
平塚市消防本部	1	0	0	1
横浜市瀬谷消防	0	1	0	1
(静岡県)				
伊東市消防本部	2	4	0	6
御殿場市小山町消防本部	2	2	0	4
熱海市消防本部	0	2	0	2
下田地区消防組合	0	1	0	1
(山梨県)				
上野原町消防本部	0	2	0	2
都留市消防本部	1	0	0	1
(その他)				
海上自衛隊厚木基地	0	0	2	2
静和病院	0	1	0	1
東海大学病院	0	1	0	1
計	206	74	2	282

※今春より南足柄消防と足柄上消防が統合し足柄消防組合消防本部となった。

●ヘリ内などでの医療行為

○前医での医療行為（転院搬送時）

静脈確保	32
気管内挿管	5
酸素投与	1
点 滴	1

○ヘリ内で医療行為のあった症例数（直送例）

	直送 症例数	医療行為を 行った症例数	%
1999年10月	1	0	0.0
1999年11月	3	0	0.0
1999年12月	14	2	14.3
2000年1月	13	7	53.8
2000年2月	11	8	72.7
2000年3月	19	14	73.7
2000年4月	16	13	81.3
2000年5月	19	18	94.7
2000年6月	14	14	100.0
2000年7月	29	29	100.0
2000年8月	38	37	97.4
2000年9月	29	28	96.6
総 計	206	170	82.5

○ヘリ内での医療行為・薬品投与

静脈確保	165
酸素投与	110
気管内挿管	36
中心静脈確保	6
止 血	6
固 定	4
消 毒	2
点 滴	2
補助呼吸	2
除 細 動	1
保 温	1
血糖チェック	1
胸腔ドレーン	1
破 ト キ	1
N G 挿入	1
ボスミン	19
ソセゴン	15
ペルジピン	13
ホリゾン	10
ミオコールスプレー	5
アダラート舌下	3
プラズマネート	2
トランサミンS	2
ドルミカム	1
ニトロールスプレー	1
リドカイン	1
ヘパリン3000単位	1
ソルコーテ静注	1
ア タ P	1
小児用バファリン	1
牛 乳	1

● 転帰（肝臓移植患者の転院搬送 1 例を除く 281 例）

	転 帰	入院中	帰 宅	退 院	転 院	外来死亡	入院後死亡*	合 計
重 症	死 亡	0	0	0	1	21	23	45
	障害あり	3	0	6	16	0	1	26
	軽 快	11	0	104	20	0	0	135
中等症		3	2	28	14	0	1	48
軽 症		0	27	0	0	0	0	27
合 計		17	29	138	51	21	25	281

※うち 2 例は他病死

● ドクターヘリ使用と救急車搬送による転帰の推計比較

（肝臓移植患者の転院搬送 1 例を除く 281 例）

	転 帰	ドクターヘリを使用した実績	救急車搬送による仮定推計結果
重 症	死 亡	45	59
	障害あり	26	70
	軽 快	135	77
中等症		48	48
軽 症		27	27
合 計		281	281

注) 他病死 2 例は生存として扱った。

ヘリポートの種類

① 公共用ヘリポート

航空法第38条に基づき「不特定多数機の利用に供する」ことを目的として設置される施設。その設置にあたっては同法第39条に基づき周辺住民を始めとする利害関係者の意見を聞く公聴会を開催する。自治体によっては環境影響評価手続きが必要となる。また、完成後は同法第49条に基づき航空の障害となるような建物等の物件が周辺に設置されないよう法的に保護される。設置者は行政機関、民間企業を問わず、官営、民営という意味はない。

② 非公共用ヘリポート

航空法第38条に基づき、「特定機の利用に供する」ことを目的として、設置されるいわば自家用ヘリポートである。警察、消防、県庁等の自治体や民間企業の専用施設として設置される。

公共用ヘリポートと同様、その設置にあたっては、公聴会の開催や自治体によっては環境影響評価手続きが必要だが、航空法第49条に基づく物件の制限の対象とはならず、航空法による空域の保護は得られない。

③ 場外離着陸場

航空法第79条ただし書きにより特定のヘリコプター運航に対し、飛行場以外での離着陸を許可するもので、臨時ヘリポートとして正規ヘリポートと同等の規模から臨時的な簡便な現場使用に対応するものまで幅広い利用形態の設定が可能である。

運輸省航空局は特別の建築物上の場外離着陸場を原則として認めていないが、基準の見直しにより、広域災害、緊急医療輸送、報道等公共性を有するものについては、航空局との協議により、建築物上の離着陸行為も認められるようになった。

消防機関ドクターヘリコプター運用手順

【通信指令の判断による出動】

1. 通信指令：覚知内容から、ドクターヘリの必要性を判断
2. 通信指令：救急隊へ救急出動指令
3. 通信指令：ヘリポート管理者に、ヘリポート確保について照会し要請する。
 - *使用不可の場合、別のヘリポート管理者に照会する。
 - *最終的に使用不可の場合、ドクターヘリ要請を断念する。
4. 通信指令：救命救急センターに、ドクターヘリ出動を要請する。
 - *ヘリポート名（番号）を連絡する。
 - *救命救急センターは、天候確認のうえ、出動の可否を返事（30秒）
 - *ドクターヘリ出動指令後5分を目処に離陸する。
5. 通信指令：救急隊に、ドクターヘリ出動とヘリポート確保の旨を連絡する。
6. 通信指令：消防隊に、ヘリポート警備出動指令
7. 通信指令：警察署等、関係部署に連絡する。
8. 救急隊：現場到着後、救命救急センターに傷病者の状態を報告する。
 - *救命救急センター通信係は、ドクターヘリにその旨を連絡する。
9. 消防隊：開設ヘリポートの整備および警備
10. 消防隊：通信指令に、ヘリポートの開設を連絡
11. 消防隊：ドクターヘリの着陸を誘導、確認
12. 救急隊：通信指令に、ヘリポート到着を連絡
13. 救急隊：救急車を安全な位置まで進入、傷病者を医師に引き継ぐ。
 - *プレホスピタル・レコードが記入されていれば、医師に渡す。
 - *消防隊は、引き継ぎ時に、傷病者の移送に協力する。
14. 消防隊：ドクターヘリ離陸後、ヘリポート関係者の協力に誠意を表し帰署する。
15. 救急隊：プレホスピタル・レコードを渡していない場合は、帰署後、記入の上、FAXで送信する。
 - *後日、救命救急センターからの返書により、傷病者の診断名等を確認する。

【通信指令・救急隊の判断による出動】

1. 通信指令：覚知内容から、ドクターヘリの必要性を判断
2. 通信指令：救急隊へ救急出動指令
3. 通信指令：ヘリポート管理者に、ヘリポート確保について照会する。
 - *使用不可の場合、別のヘリポート管理者に照会する
 - *最終的に使用不可の場合、ドクターヘリ要請を断念する
4. 通信指令：救命救急センターに、ドクターヘリ出動の可能性を連絡し、出動可能の有無を聴取し、待機するように要請する。
 - *ヘリポート名（番号）を連絡する。
 - *救命救急センターは、天候確認のうえ、出動の可否を返事（30秒）
5. 通信指令：救急隊に、ドクターヘリ出動とヘリポート確保が可能であることを連絡する。
6. 救急隊：現場到着後、傷病者の状態を把握し、ドクターヘリ出動を判断する。
7. 救急隊：通信指令に、ドクターヘリ出動を要請する旨を連絡する。
8. 救急隊：救命救急センターに、ドクターヘリ出動を要請し、傷病者の状態を手早く連絡する。
 - *救命救急センターは、ドクターヘリ出動指令を発し、指令後約5分を目処に離陸する
9. 通信指令：消防隊に、ヘリポート警備出動指令
10. 通信指令：ヘリポート管理者に、ドクターヘリ出動について連絡し、ヘリポート開設を要請する。
11. 通信指令：警察署等、関係部署に連絡する。
12. 消防隊：開設ヘリポートの整備および警備
13. 消防隊：通信指令に、ヘリポート開設を連絡
14. 消防隊：ドクターヘリの着陸を誘導、確認
15. 救急隊：通信指令に、ヘリポート到着を連絡
16. 救急隊：救急車を安全な位置まで進入、傷病者を医師に引き継ぐ。
 - *プレホスピタル・レコードが記入されていれば、医師に渡す。
 - *消防隊は引継ぎ時に、傷病者に移送を協力する。
17. 消防隊：ドクターヘリ離陸後、ヘリポート関係者の協力に謝意を表し帰署する。
18. 救急隊：プレホスピタル・レコードを渡していない場合は、帰署後、記入の上、FAXで送信する。
 - *後日、救命救急センターからの返書により、傷病者の診断名等を確認する。

【救急隊の判断による出動】

1. 通信指令：救急通報着信
2. 通信指令：救急隊へ救急出動指令
3. 救急隊：現場到着後、傷病者の状態を把握し、ドクターヘリ出動の必要性を判断する。
4. 救急隊：通信指令に、ドクターヘリ出動依頼とヘリポート確保を要請する。
5. 通信指令：ヘリポート管理者に、ヘリポート確保について照会し要請する。
*使用不可の場合、別のヘリポート管理者に照会する。
*最終的に使用不可の場合、ドクターヘリ要請を断念する。
6. 通信指令：救急隊に、ヘリポート確保につき連絡する。
7. 救急隊：救命救急センターに、ドクターヘリ出動を要請する。
*ヘリポート名（番号）を連絡する。
*救命救急センターは、天候確認の上、出動の可否を返事（30秒）
*ドクターヘリ出動指令後5分を目処に離陸する。
8. 救急隊：通信指令に、ドクターヘリ出動の旨を連絡する。
9. 通信指令：消防隊に、ヘリポート警備出動指令
10. 通信指令：警察署等、県警部署に連絡する。
11. 消防隊：開設ヘリポートの整備および警備
12. 消防隊：通信指令に、ヘリポート開設を連絡
13. 消防隊：ドクターヘリの着陸を誘導、確認
14. 救急隊：通信指令に、ヘリポート到着を連絡
15. 救急隊：救急車を安全な位置まで進入、傷病者を医師に引き継ぐ。
*プレホスピタル・レコードが記入されていれば、医師に渡す。
*消防隊は、引き継ぎ時に、傷病者の移送に協力する。
16. 消防隊：ドクターヘリ離陸後、ヘリポート関係者の協力に謝意を表し帰署する。
17. 救急隊：プレホスピタル・レコードを渡していない場合は、帰署後、記入の上、FAXで送信する。
*後日、救命救急センターからの返書により、傷病者の診断名等を確認する。

I. 航空機保険の内容

航空機保険には次の8つの種類がある。

1. 航空機（機体）保険

契約の航空機が、墜落、衝突、接触、転覆、沈没、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮など偶然な事故によって損害を受けた場合、保険金を支払う保険である。

2. 第三者賠償責任保険

契約の航空機の所有、使用または管理に起因し、偶然な事故によって機外の第三者の生命または身体を害しあるいは機外の第三者の財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担された場合、保険金を支払う保険である。

3. 第三者・乗客包括賠償責任保険

契約の航空機の所有、使用または管理に起因し、または運送契約の履行に起因し、偶然な事故によって機外の第三者または乗客の生命または身体を害し、あるいは機外の第三者の財物または乗客の手荷物に損害を与えたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、保険金を支払う保険である。

4. 搭乗者傷害保険

契約の航空機に搭乗中または乗降中の人々が偶然な事故によって死亡されたり、後遺障害または傷害を被った場合、保険金を支払う保険である。

5. 搜索救助費保険

契約の航空機が偶然な事故によって損害を受けた場合、その航空機、航空機の一部、貨物、搭乗者の搜索費用、搭乗者の救助費用、被害者の移送費用、残存物の撤去・廃棄費用等を保険金として支払う保険である。

6. 救援者費用等包括保険

契約の航空機が偶然な事故によって損害を受けた場合、その航空機、航空機の一部、貨物、搭乗者の搜索費用、搭乗者の救助費用、被害者の移送費用、救援者の交通費・宿泊費、弔慰金・見舞金、従業員派遣費用、合同葬祭費用、残存物の撤去・廃棄費用等を保険金として支払う保険である。

7. 事業継続費用保険

契約の航空機が偶然な事故により損害（機体保険で保険金を支払う場合に限る。）を受けた結果、代替航空機のリース費用等、事業を継続するために必要な追加費用を負担した場合、保険金を支払う保険である。

8. 管理財物賠償責任保険

契約の航空機の所有、使用、または管理に起因し、偶然な事故によって、第三者所有の受託物（乗客の手荷物および貨物を除きます。）に損害を与えたことにより法律上の損害賠償を負担された場合、保険金を支払う保険である。

手当 人事院規則九—三〇（特殊勤務手当）

第九 特殊勤務手当

〔参照〕

- 一般職給与法一三
- 同運用方針一三関係

○人事院規則九—三〇（特殊勤務手当）

昭三五・六・九制定
昭三五・六・九施行

最終改正 平二・三・三一規則九—三〇—三九

（目的）

第一条 給与法第十三条に規定する特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（特殊勤務手当の種類）

第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 高所作業手当（第三条）
- 二 坑内作業手当（第四条）
- 三 爆発物取扱等作業手当（第五条）
- 四 水上等作業手当（第六条）
- 五 航空手当（第七条）
- 六 種雄牛馬取扱手当（第八条）

- 七 死刑執行手当（第十条）
- 八 死体処理手当（第十一条）
- 九 防疫等作業手当（第十二条）
- 十 有害物取扱手当（第十三条）
- 十一 放射線取扱手当（第十四条）
- 十二 異常圧力内作業手当（第十五条）
- 十三 自動車等検査作業手当（第十七条）
- 十四 道路上作業手当（第十八条）
- 十五 災害応急作業等手当（第十九条）
- 十六 山上等作業手当（第二十条）
- 十七 移動通信等作業手当（第二十一条）
- 十八 特殊現場作業手当（第二十二条）
- 十九 航空管制手当（第二十三条）
- 二十 夜間特殊業務手当（第二十三条の二）
- 二十一 夜間看護等手当（第二十四条）
- 二十二 教員特殊業務手当（第二十四条の二）
- 二十三 教員実習等指導手当（第二十五条）
- 二十四 多学年学級担当手当（第二十六条）
- 二十五 教育業務連絡指導手当（第二十六条の二）
- 二十六 海員学校等実習授業手当（第二十七条）
- 二十七 用地交渉等手当（第二十七条の二）
- 二十八 鑑識作業手当（第二十八条）
- 二十九 刑務作業監督等手当（第二十八条の二）
- 三十 護衛等手当（第二十八条の三）
- 三十一 会計実地検査手当（第二十八条の四）
- 三十二 犯則取締等手当（第二十八条の五）
- 三十三 極地観測手当（第二十九条）
- 三十四 国際緊急援助手当（第二十九条の二）

- 三十五 特別巡視手当（第三十条）
- 三十六 小笠原業務手当（第三十一条）

本条（平二・一・四）施行

（高所作業手当）

第三条 高所作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 警察庁、海上保安庁、気象庁又は郵政省に所属する職員のうち海事職俸給表の適用を受ける職員以外の職員が次に掲げる作業に従事したとき。
 - (1) 電柱の地上十メートル以上の箇所を胴綱を使用して行う作業
 - (2) 空中線柱の地上十メートル以上の箇所で行う作業
- 二 運輸省航海訓練所所属の帆船である練習船に乗り組む職員が当該練習船のマスト、ヤードその他水面上十五メートル以上の箇所で行う帆作業に従事したとき。
- 三 労働省都道府県労働局又は労働基準監督署に所属する職員が次に掲げる作業に従事したとき。
 - (1) 揚重機の地上十メートル以上の箇所で行う落成検査、性能検査又は変更検査
 - (2) 地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物、ダム、橋りょう等の工事現場又は造船現場における監督
- 四 北海道開発庁北海道開発局、沖縄開発庁沖縄総合事務局、農林水産省地方農政局又は建設省地方建設局に所属する職員が地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業

職員の種類	航空法第二十条の規定による操縦士の資格を有する職員	航空法第二十四条の規定による航空士又は航空機関士の資格を有する職員	航空法第二十四条の規定による航空通信士若しくは航空整備士又は電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第四十条の規定による無線通信士若しくは無線技術士の資格を有する職員で、運輸省航空局管制保安部運用課、電子航法研究所の各部、航空大学校整備課、航空大学校帯広分校整備課若しくは航空大学校仙台分校整備課又は海上保安庁管区海上保安本部の海上保安部若しくは航空基地に所属するもの	その他の職員
職員の種類 行政職俸給表(一)六級以上の級 専門行政職俸給表三級以上の級 公安職俸給表(一)六級以上の級 公安職俸給表(二)六級以上の級 教員職俸給表(一)三級以上の級 研究職俸給表三級以上の級 行政職俸給表(一)五級、四級及び三級 専門行政職俸給表二級 公安職俸給表(一)五級、四級及び三級 公安職俸給表(二)五級、四級及び三級 教育職俸給表(一)二級 研究職俸給表二級 専門行政職俸給表一級	五千円	二千四百円	二千二百円	千九百円
行政職俸給表(一)二級以下の級 公安職俸給表(一)特二級以下の級 公安職俸給表(二)二級以下の級 教育職俸給表(一)一級 研究職俸給表一級	三千六百円 (五千円以下) の号俸を受け る者にあつて は、二千四百 円	二千四百円 (五千円以 下の号俸を 受ける者に あつては、 千九百円)	二千二百円 (五千円以 下の号俸を 受ける者に あつては、 千五百円)	千九百円 (五千円以 下の号俸を 受ける者に あつては、 千二百円)
行政職俸給表(一)二級以下の級 公安職俸給表(一)特二級以下の級 公安職俸給表(二)二級以下の級 教育職俸給表(一)一級 研究職俸給表一級	二千四百円	千九百円	千五百円	千二百円

手当 人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業務に従事した時間がある場合の第一項の手当の額は、前項に定める手当額に、第一号から第五号までに掲げる業務にあつては当該業務に従事した時間一時間につき同項の表に定める額の百分の三十(第四号に掲げる業務(人事院の定めるものに限る。))が日没時から日出時までの間に於いて行われた場合に於ては、百分の四十五)に相当する額を、第六号に掲げる業務にあつては当該業務に従事した時間一時間につき同項の表に定める額の百分の十に相当する額を加算した額とする。ただし、一の月の加算額の総額は、同表に定める額に八十を乗じて得た額に、第一号から第五号までに掲げる業務について加算する場合にあつては百分の三十、第六号に掲げる業務のみについて加算する場合にあつては百分の十をそれぞれ乗じて得た額を超えることができない。

一 新造の航空機の検査

二 気密装置を有しない航空機によつて高度五千メートル以上の高空を三十分以上飛行して行う業務

三 百キロメートル以上にわたる海上搜索

四 回転翼航空機による高度百メートル以下の低空を三十分以上飛行して行う海上搜索、ホバリングをして行う吊り上げ救助業務その他人事院がこれらに準ずると認める業務(前号に掲げる業務を除く。)

五 特別の危険空域を飛行して行う業務で人事院が前三号の業務に準ずると認めるもの

六 ジェット機に搭乗して行う業務のうち、第

手当 人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）

三 前項第三号の作業 作業に従事した日一日につき二百二十円

本条一・二・四一適用

（航空手当）

第七条 航空手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 航空機乗組員として行う業務
- 二 操縦練習又は教育訓練
- 三 航空従事者の技能証明のために行う実地試験

四 航空機の検査

五 試作又は改造の航空機用機器材の実験

六 航空無線設備の検査

七 気象、地象又は水象の観測又は調査

八 水路又は陸地の測量

九 磁気探査又は核原料資源の調査

十 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）

第三十七条の規定による航空路の指定に関する調査等航空機の航行の安全を図るために行う調査

十一 航空法第九十六条の規定による航空交通管制業務の監査

十二 航路標識の巡察

十三 航空法第七十六条第一項各号に掲げる事故の原因を究明するための調査

十四 捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締り

十五 航空機の機体、原動機、装備及び計測制御に関する研究又は試験

十六 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条に規定する漁業監督官として

行う業務

十七 大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査

十八 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査

十九 政府専用機における外交上の電信の接受及び發送等の通信（その訓練を含む。）

2 前項の手当の額は、搭乗した時間一時間につき、職員の職務の級及び職員の種類に応じて次の表に定める額（任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）にあつては、千九百円。以下この項及び次項において同じ。）とする。ただし、一の月の総額は、同表に定める額に八十を乗じて得た額を超えることができない。

②次頁へ続く。